

# 電力卸分野のシステム設計と課題 —公正競争、安定供給、脱炭素—

立教大学教授  
東條 吉純

## I はじめに

卸電力相対取引に係る旧一般電気事業者及び JERA（以下「旧一電等」という）の内外無差別の取組は、電力ガス監視等委員会（以下「監視等委」という）が、旧一電と新電力の間の公正な競争環境整備に係る最重要な取組の一つとして位置づけ、数年来、重点的に進める施策である。内外無差別な卸売の取組は、2020 年 7 月に監視等委の要請に基づき、旧一電等が行った内外無差別コミットメントの表明を嚆矢として、翌 2021 年度から内外無差別コミットメント履行のための具体的方策の運用を通じて、監視等委による継続的なモニタリングが進められてきた<sup>1</sup>。また 2025 年 3 月には、関係者間で改めて本取組に係る認識を共有することを目的に、2024 年 6 月までの議論を整理しとりまとめた文書「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」が公表された（同年 7 月改定）。

我が国では、発電設備の大宗を旧一電等が保有する一方で、多くの新電力は自ら電源を保有しておらず、また旧一電小売部門（または発電分離後の旧一電小売）は、自社電源から、あるいは、他社からの長期契約により安価な電力を受電してきた。内外無差別な卸売は、旧一電等の発電部門が社内外・グループ内外のすべての電気小売事業者に対して卸電力取引において無差別な待遇を提供するものであり、旧一電等の保有電源に強く依存する新電力が、旧一電との間でイコール・フッティングな競争関係を維持するために必要な施策である。

本稿は、卸取引分野を中心に電力市場の現状を概観した上で、2024 年 1 月に公正取引委員会（以下「公取委」という）が公表した「電力分野における実態調査報告書～卸分野について」（以下「本実態調査」という）の結果も踏まえて、事業法と独禁法の相互補完機能及び公益間の相互調整という観点から検討を行うものである。

東日本大震災後に本格化した電力システム改革の流れは、市場による需給調整機能と短期的な価格シグナルによる中長期的な電源投資確保に期待するとともに、旧一電

---

<sup>1</sup> 過渡的な仕組みと位置付けられてきた常時バックアップ(BU)は、卸標準メニューの公表その他の手続的な整備を含め、内外無差別な卸売が実現したエリアから順次廃止することも決定された（常時 BU 廃止のための要件等の明確化）。総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ（令和 5 年 2 月）」。

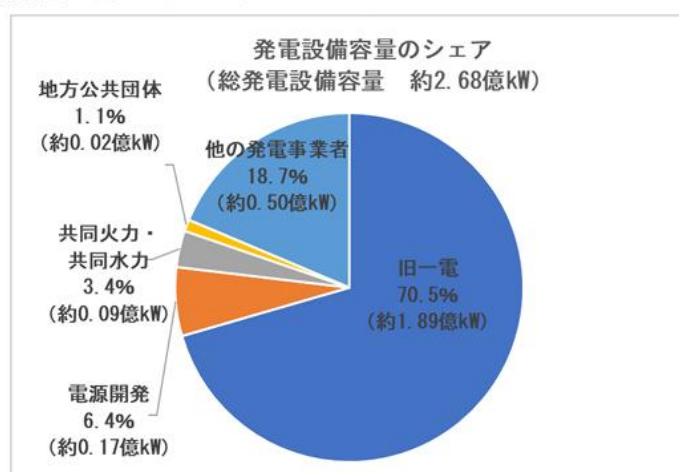
と新規参入者（新電力）の間の公正な競争環境を整備するという競争政策を中心に進められてきた。本稿も、公正競争の促進という政策課題の実現過程における公的規制の一断面を描写するものであり、現時点においては、監視等委と公取委は協調的な関係を維持し、相互補完的に公的規制を推進する状況が観察される。

その一方で、新型コロナ禍やウクライナ戦争などの外的ショックにより、我が国のエネルギー安全保障が繰り返し脅かされる状況の中で、電力の安定供給という政策課題の重要性が強く意識されている。また、2050 年カーボンニュートラル目標の達成に向けた各種施策が進められる中で、原発再稼働に向けた動き等、新たな動きも加速化している。電力システム改革は、これまでも市場環境を取り巻くさまざまな情勢変化に対応する形で手直しを重ねてきたが、今後、公正な競争環境整備の推進を通じた効率性追求が、脱炭素化や安定供給といった公益との間で相互調整を求められる場面も想定される。

## Ⅱ 発電・卸分野及び小売分野の現状<sup>2</sup>

### 1. 発電分野

#### 発電設備容量に基づくシェア



（出典：電力調査統計（令和4年3月分）を基に公正取引委員会において作成）

出典：本実態調査 13 頁、図 5

2022 年 4 月時点における発電設備容量に基づく旧一電のシェアは 70.8%を占め、発電実績ベースに基づくシェアは 68.7%を占める。

旧一電の供給先は、旧一電の社内・グループ内向けが 2020 年度において 95.6%であったものが、2022 年度においては 89.3%に低下し、社外・グループ外向けの供給割合が

<sup>2</sup> 主として、本実態調査、第 2-5（13-29 頁）に基づき、概要を記述する。

4.4%から 10.7%へと増加している。また、旧一電の社外・グループ外向け卸売の内訳を見ると、相対契約 68.8%、常時バックアップ 23.8%、ベースロード市場 7.4%となっている。

小売全面自由化以降、総需要に占める旧一電の相対取引量の割合は増加傾向にあり、2023 年 3 月時点で 10.2%を占めている。そのうちグループ外への相対契約による卸売量の割合は 8.2%であり、これは新電力の需要の 46.2%を占めている。

## 2. 卸電力市場取引

2003 年 11 月に創設された JEPX は、2005 年からスポット取引（現物取引）を、2009 年から先渡市場及び時間前市場取引を順次開始した。また、JEPX は、当初、私設・任意の市場だったが、その後、電力卸取引の機会の拡大や、卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成等の目的を果たすため、2014 年の電気事業法改正により創設された指定法人制度の下で指定を受けた（2016 年 4 月）。また、2019 年にはベースロード市場における取引が開始された。

### (1) 取引活性化のための施策

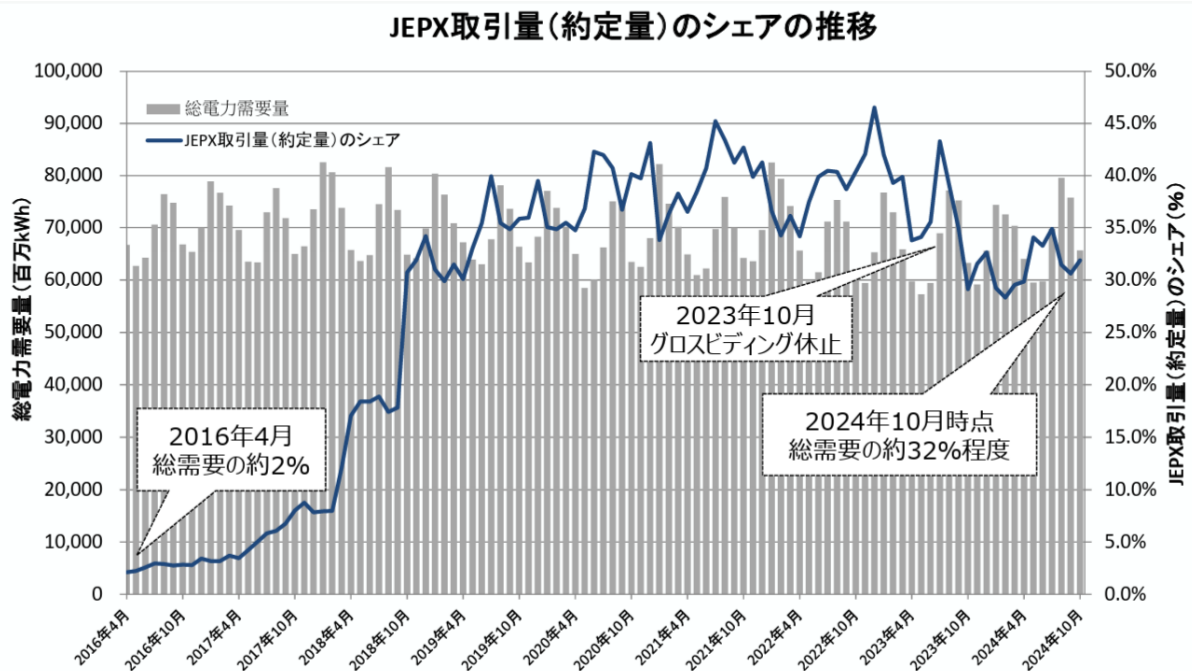
卸電力市場における取引活性化の取組として、2012 年より、旧一電各社による自主的な取組として、余剰電力の限界費用による全量玉出しが実施された。また、「適正な電力取引についての指針」（以下「電力ガイドライン」という）2022 年 11 月 14 日改定においても「卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい」との記述が加えられた。これは「市場支配力を有する可能性の高い事業者」として判定される事業者に特に強く求められ、これに反した場合には相場操縦該当性を強く推認することとされる。

また、2017 年 4 月以降、旧一電が社内取引分を含めて取引所を介して売買するグロス・ビディングが、監視等委の求め（行政指導）による自主的な取組として開始された。グロス・ビディングには、①市場の流動性向上、②価格変動の抑制、③透明性の向上という 3 つの効果が期待された<sup>3</sup>。

これら取組等により、卸電力市場の取引量は増加し、総販売電力量に占める卸電力市場の取引量は、2024 年 10 月時点で約 32%に達している。

---

<sup>3</sup> その後、内外無差別コミットメントの実施により、卸標準メニュー作成・公表等が行われ、2023 年 10 月より、すべての旧一般電気事業者においてグロス・ビディングが休止されている。



資源エネルギー庁提出資料「電力小売全面自由化の進捗状況について」  
(2025年2月28日)

## (2) ベースロード市場

ベースロード市場は、ベースロード電源新設が極めて困難な中、ベースロード電源へのアクセス環境のイコール・フットィングを図ることを目的として2019年に創設された市場である。旧一電等に対して、一定量の電力の供出を事実上義務付ける「非対称規制」の一つであるところ、ベースロード市場に電力を投入する際の価格については、電力ガイドラインにおいて、「自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準としないことが望まれる」とされ、「ベースロード市場ガイドライン」(平成31年3月19日資源エネルギー庁策定)において、「ベースロード市場への供出価格が自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準とならないよう、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を供出上限価格として投入することが適当」とであるとされる。

## 3. 小売分野

2023年10月時点における小売電気事業者数は731者であり、2016年4月の小売全面自由化時点の291者から大幅に増加した(2026年2月時点において803者<sup>4</sup>)。2023

<sup>4</sup> 資源エネルギー庁「登録小売電気事業者一覧」、[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/summary/retailers\\_list/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)。

年3月時点における新電力の総需要に占めるシェアは17.7%(2024年10月時点で19.2%<sup>5</sup>)にまで達している。また、旧一電小売等による域外供給シェアは3~4%にとどまっている。

### Ⅲ 内外無差別な卸売に係る取組

#### 1. 経緯と概要

上述の通り、我が国の電力市場は、発電設備の約7割を旧一電等が保有し、多くの新電力は自ら電源を保有していない。スポット取引を含む卸電力市場の取引量は、取引活性化のための各種取組により、総販売電力量の30~40%に達しており、新電力にとっての電源アクセス環境は大幅に改善されている。その一方で、旧一電等との相対取引による取引量は、新電力の約5割を占め、新電力が旧一電等との相対取引に今なお強く依存していることが分かる。小売市場における公正な競争環境を中長期的に確保するためには、新電力＝旧一電間において電源アクセスのイコール・フッティングを継続的に確保することが必要と考えられる。

このような状況の下で、2020年7月、持続的な競争を確保する観点から、旧一電各社に対して以下の内容の要請が行われ、旧一電各社から内外無差別コミットメントの回答が得られた。

- ①中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方に基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に卸売を行うこと
- ②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと

翌2021年度から、コミットメント履行のための具体的方策の運用が開始され、2023年には、内外無差別コミットメントの実効性確保のため、①交渉スケジュールの明示及び内外無差別な交渉の実施、②卸標準メニュー（ひな型）の作成及び公表、③発電部門と小売部門との間の情報遮断及び社内取引の文書化の徹底を求めることとし、監視等委において取組の進捗を定期的に確認することとされた。

#### 2. 評価方針の策定

内外無差別性が確認されたエリアから、順次、常時バックアップを廃止するとの方針

---

<sup>5</sup> 資源エネルギー庁「電力小売全面自由化の進捗状況について」（2025年2月28日）。

が確認されたことを受けて<sup>6</sup>、常時バックアップの廃止の条件となる内外無差別性の評価の予見性を確保するという観点から単年卸の評価方針（確認項目及び評価基準）の策定が進められた。また今後、長期の卸取引の割合が増加することが見込まれるところ、公正な競争環境の下で短期から長期まで多様な期間にわたり安定的な電力取引関係を構築するという観点から、長期卸の評価方針（確認項目及び評価基準）の策定も行われた。

確認項目は 32 に及び、各項目について◎○×の評価が行われる。また確認項目のうち、特に重要な 18 項目が抽出され、当該 18 項目が全て◎評価、かつそれ以外の項目が全て○又は◎評価の場合に、エリアの総合評価として「内外無差別が担保されている」と評価される。このモニタリング及び評価は 2021 年度以降、監視等委において継続的に実施されている<sup>7</sup>。直近では 2025 年 6 月 27 日実施の第 9 回フォローアップにおいて、東京、中部、東北各エリアを除く 7 つのエリア（北海道、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄）において、内外無差別が担保されていると評価された<sup>8</sup>。

#### ◆24 年度に締結された単年・長期卸の評価（案）サマリ

|   | 確認観点                                   | No. | 確認項目       | 単年/<br>長期 | ◎○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない |    |             |      |      |      |        |    |    |    |    |          |           |    |
|---|----------------------------------------|-----|------------|-----------|-------------------------------------------|----|-------------|------|------|------|--------|----|----|----|----|----------|-----------|----|
|   |                                        |     |            |           | 北海道                                       | 東北 | 東電<br>HD/RP | 東電EP | 中電HD | 中電MZ | JERA※1 | 北陸 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州<br>電力 | 九電<br>みらい | 沖縄 |
| A | 内外無差別な卸売の実効性確保策<br>①交渉スケジュール<br>P.32   | 1   | 事前の明示      | 単年        | ◎                                         | ◎  | ○           | ◎    | ○    | -    | ○      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ○        | ◎         |    |
|   |                                        |     | 長期         | ◎         | ◎                                         | -  | -           | -    | -    | ◎    | ◎      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        |           |    |
|   |                                        | 2★  | 実施スケジュール   | 単年        | ◎                                         | ◎  | ○           | ◎    | ○    | -    | ○      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        | ◎         |    |
|   |                                        |     | 長期         | ◎         | ◎                                         | -  | -           | -    | -    | ◎    | ◎      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        |           |    |
| B | 内外無差別な卸売の実効性確保策<br>②卸標準メニュー<br>P.33～43 | 3   | 事前の公表      | 単年        | ◎                                         | ◎  | ○           | ◎    | ○    | ○    | ◎      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        | ◎         |    |
|   |                                        |     | 長期         | ◎         | ◎                                         | -  | -           | -    | ○    | -    | ◎      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        |           |    |
|   |                                        | 4★  | 自社小売向け確保   | -         | ◎                                         | ◎  | ○           | ◎    | ○    | -    | ○      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        | ◎         |    |
|   |                                        | 5※2 | 契約期間の設定    | 長期        | ○                                         | ○  | -           | -    | -    | -    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|   |                                        | 6※2 | 卸売のポートフォリオ | -         | ○                                         | ○  | ○           | ○    | ○    | ○    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|   |                                        | 7★  | 卸標準メニューの交渉 | -         | ◎                                         | ◎  | ○           | ◎    | ○    | -    | ○      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | -        | ◎         | ◎  |
|   |                                        | 8※2 | 容量市場収入の控除  | 単年        | ○                                         | ○  | -           | ○    | ○    | -    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         | -  |
|   |                                        |     | 長期         | ○         | ○                                         | -  | -           | -    | -    | -    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | -         |    |
| C | 内外無差別な卸売の実効性確保策<br>③情報遮断等<br>P.44～45   | 9※2 | 社内規程・取引書   | -         | ○                                         | ○  | -           | -    | -    | -    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |           |    |
|   |                                        | 10★ | 情報遮断の取組    | -         | ◎                                         | ◎  | ◎           | ◎    | ◎    | ◎    | ◎      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        | ◎         |    |
|   |                                        | 11★ | 卸取引の担当部門   | -         | ◎                                         | ◎  | ○           | ◎    | ◎    | ◎    | ◎      | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎        | ◎         |    |

※1 JERAについては、24年度に募集された、25年度を契約期間に含む単年卸及び長期卸（長期卸は既存契約以外に募集なし）の評価を行っている。他方、24年度に交渉・契約締結された、26年度以降を契約期間とする長期卸の評価は、別途パートを分けて評価を行う（P.82～83参照）。

※2 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

<sup>6</sup> この方針は 2023 年 10 月 18 日に改定された電力ガイドライン第二部のII.1(1)②（注 1）に盛り込まれた。

<sup>7</sup> 電力・ガス取引監視等委員会「内外無差別な卸売等のコミットメントについて」。2021 年以降、2025 年 11 月時点まで、計 10 回のフォローアップが実施されている。

<sup>8</sup> 第 9 回フォローアップ（第 10 回制度設計・監視専門会合、資料 7（2025 年 6 月 27 日））。

| 確認観点                                               | No.            | 確認項目       | 単年/<br>長期 | ○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない |    |             |      |      |      |      |    |    |    |    |          |           |    |
|----------------------------------------------------|----------------|------------|-----------|------------------------------------------|----|-------------|------|------|------|------|----|----|----|----|----------|-----------|----|
|                                                    |                |            |           | 北海道                                      | 東北 | 東電<br>HD/RP | 東電EP | 中電HD | 中電MZ | JERA | 北陸 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州<br>電力 | 九電<br>みらい | 沖縄 |
| D<br>オプション価値                                       | 12★            | 内外同一の設定    | 単年        | ○                                        | ○  | ○           | ○    | ○    | -    | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | ○                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|                                                    | 13★<br>P.46～48 | 規程に基づいた運用  | 単年        | ○                                        | -  | ○           | -    | -    | -    | ○    | -  | ○  | ○  | -  | -        | ○         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | ○  | ○  | -  | -        | -         |    |
| E<br>転売禁止<br>P.49,50                               | 14★            | 転売禁止有無     | 単年        | ○                                        | ○  | ○           | ○    | ○    | -    | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | ○                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
| F<br>エリア内限定の<br>供給等<br>P.49～54                     | 15★            | エリア内限定の供給等 | 単年        | ○                                        | ○  | ○           | ○    | ○    | -    | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | ○                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
| G<br>価格以外の評価<br>基準<br>（与信評価・取引<br>実績評価）<br>P.55～59 | 16★            | 与信評価基準     | 単年        | ○                                        | ○  | ○           | ○    | -    | ○    | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | ○                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | ○  | ○  | ○  | ○        | ○         |    |
|                                                    | 17※2           | 前払い等の判断根拠  | 単年        | -                                        | ○  | ○           | -    | -    | -    | ○    | -  | ○  | ○  | ○  | ○        | -         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | -                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | ○  | ○  | -  | -        | -         |    |
|                                                    | 18★            | 取引実績評価基準   | 単年        | -                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | ○  | -  | -  | ○  | -        | -         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | -                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | ○  | -  | -        | -         |    |
| 19★                                                | その他の評価基準       | 単年         | -         | -                                        | -  | ○           | -    | -    | -    | ○    | -  | ○  | -  | -  | -        |           |    |
|                                                    |                | 長期         | -         | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | ○  | -  | -  | -        |           |    |
| H<br>一律の価格（体<br>系）での販売に<br>特有の確認項目<br>※1<br>P.60   | 20★            | 最低購入単位     | 単年        | -                                        | -  | -           | ○    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | -  | ○        |           |    |
|                                                    |                |            | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | ○  | ○  | -  | -        | ○         |    |
|                                                    | 21★            | 配分方法       | 単年        | -                                        | -  | -           | ○    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | -  | -        | -         |    |
|                                                    |                |            | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | ○  | ○  | -        | ○         |    |

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする。  
 ※2 これらの確認項目は、○評価はなく、○評価又は×評価となる。

| 確認観点 | No.                      | 確認項目                   | 単年/<br>長期 | ○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない |    |             |      |      |      |      |    |    |    |    |          |           |    |
|------|--------------------------|------------------------|-----------|------------------------------------------|----|-------------|------|------|------|------|----|----|----|----|----------|-----------|----|
|      |                          |                        |           | 北海道                                      | 東北 | 東電<br>HD/RP | 東電EP | 中電HD | 中電MZ | JERA | 北陸 | 関西 | 中国 | 四国 | 九州<br>電力 | 九電<br>みらい | 沖縄 |
| I    | 入札制に特有の<br>確認項目※1        | 22★<br>自社小売の参加         | 単年        | ○                                        | ○  | ○           | ○    | -    | -    | -    | -  | ○  | ○  | -  | -        | ○         | -  |
|      |                          |                        | 長期        | ○                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | ○  | -        | -         |    |
|      |                          | 23★<br>最低価格の公表         | 単年        | ○                                        | ○  | -           | ○    | -    | -    | -    | ○  | ○  | -  | -  | ○        | -         |    |
|      |                          |                        | 長期        | ○                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | ○  | -        | -         |    |
|      |                          | 24<br>予定供出量の公表         | 単年        | ○                                        | ○  | -           | ○    | -    | -    | -    | ○  | ○  | -  | -  | ○        | -         |    |
|      |                          |                        | 長期        | ○                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | ○  | -        | -         |    |
| J    | ブローカー制に<br>特有の確認項目<br>※1 | 25★<br>売りタイミングの<br>把握  | 単年        | -                                        | -  | -           | -    | -    | ○    | -    | -  | -  | -  | -  | ○        | -         |    |
|      |                          |                        | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | -  | -        |           |    |
|      |                          | 26★<br>売り入札量の大きさ       | 単年        | -                                        | -  | -           | -    | -    | ○    | -    | -  | -  | -  | -  | ○        | -         |    |
|      |                          |                        | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | -  | -        | -         |    |
|      |                          | 27<br>個別条件の交渉          | 単年        | -                                        | -  | -           | -    | -    | ○    | -    | -  | -  | -  | -  | ○        | -         |    |
|      |                          |                        | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | -  | -  | -  | -        | -         |    |
| K    | 相対交渉に特有の<br>確認項目※1       | 28★<br>プロセス/結果の<br>無差別 | 単年        | -                                        | -  | -           | -    | ○    | -    | ○    | -  | ○  | ○  | ○  | -        |           |    |
|      |                          |                        | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | -    | -  | ○  | -  | ○  | -        |           |    |
|      |                          | 29※2<br>受給条件の協議        | 単年        | -                                        | -  | -           | -    | ○    | -    | ○    | -  | ○  | ○  | ○  | -        |           |    |
|      |                          |                        | 長期        | -                                        | -  | -           | -    | -    | -    | ○    | -  | ○  | -  | ○  | -        |           |    |
| L    | 相対卸契約価格<br>(結果)※3        | 30<br>内外卸契約価格差         | 単年        | ○                                        | ○  | -           | ○    | -    | -    | ○    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○        |           |    |
|      |                          |                        | 長期        | -                                        | ○  | -           | -    | -    | -    | -    | ○  | ○  | ○  | ○  | -        | ○         |    |
| M    | 小売価格への反<br>映             | 31<br>小売価格への反映         | 23年       | ○                                        | ○  | -           | ○    | -    | ○    | -    | ○  | ○  | ○  | ○  | -        | ○         |    |
|      |                          |                        | 24年       | ○                                        | ○  | -           | ○    | -    | ○    | -    | ○  | ○  | ○  | ○  | -        | ○         |    |
|      |                          |                        | 25年       | ○                                        | ○  | -           | ○    | -    | ○    | -    | ○  | ○  | ○  | ○  | -        | ○         |    |

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする。 ※2 これらの確認項目は、○評価はなく、○評価又は×評価となる。  
 ※3 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「○」と表記する。

出典：第10回制度設計・監視専門会合、資料7（2025年6月27日）

## IV 公取委による実態調査の実施

公取委が2024年1月に公表した本実態調査は、書面調査（旧一電12社（回答12）、新電力104社（回答88）（調査期間：2022.12～2023.7））、及び、ヒアリング調査（旧一電13社、新電力11社（調査期間：2023.3～2023.11））に基づいている。以下、調査結果の概要について紹介する。

### 1. 電源アクセス機会の確保について

〔考え方〕新電力にも旧一電等の既存電源へのアクセス機会が付与されることが望ま

しい。

〔調査結果〕

- ①発販分離した旧一電発電＝旧一電小売間の長期契約の結果、新電力が競争相手である旧一電小売から電力を購入せざるを得ない状況が継続している。この状況を改善し、新電力が旧一電小売を経由することなく発電事業者から直接電力供給を受けられるようにすることが望ましい。
- ②旧一電・新電力間の長期契約については<sup>9</sup>、安定供給に資するという点で一定のニーズが確認される一方で、市場変動や与信リスクなどの課題があり締結の判断を困難にさせているとの意見が、旧一電と新電力の双方から出されている。
- ③旧一電による社外電源からの調達について、従前の長期契約は、旧一電内部の整理変更又は旧一電・社外電源間の契約変更により当該契約が継続している<sup>10</sup>。当該社外電源については、契約期間満了後のタイミング等で契約先について新電力も含めた小売電気事業者を広く検討する等、新電力のアクセス機会が確保されることが望ましい。
- ④火力電源入札制度に基づいて設置された電源（50 万 kw 超）について、新電力にアクセス機会を付与している旧一電もあるところ、付与していない旧一電については火力電源入札制度に基づき需要が紐づいた供給分を確保できる範囲で新電力へのアクセス機会を付与することが望ましい。

## 2. 相対取引による契約条件の是正

〔考え方〕相対契約において、旧一電が自社小売に比して新電力に対して不利な条件を設定する場合、独禁法違反のおそれがある。また形式的には同一条件を設定しても事業規模や事業特性の違いにより実質的に新電力に不利になる場合がある。

- ①取引制限条項（転売禁止条項、供給エリア制限条項、供給量上限条項）については、独禁法違反のおそれがある。
- ②卸標準メニューの作成（略）
- ③オプション価値の設定（略）
- ④入札又はブローカー取引を利用した卸取引（略）

---

<sup>9</sup> 第 63 回電力・ガス基本政策小委員会（2023 年 6 月 27 日）及び資源エネルギー庁「電気事業の健全な発達を実現するための対応についての指示」（2023 年 7 月 14 日）。同指示において、短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築の検討が指示された。

<sup>10</sup> 発販一体の旧一電において発電部門が直接調達していると整理する旧一電もある。本実態調査、40 頁。



### 3. 旧一電の発電部門と小売部門の在り方に係る独占禁止法・競争政策上の考え方

実態調査の結果を踏まえ、旧一電の発電と小売部門の在り方について以下のような考えが示された。

まず、発電部門から小売部門に内部補助が行われ、旧一電小売における調達価格がその小売料金に適正に反映されないような低価格販売が行われる場合には、私的独占、不当廉売に該当するおそれがあるとした。また、監視等委の調査で、旧一電小売の小売価格が逆ザヤ（調達価格と小売価格の逆転）になっている事例が確認されたこと、及び、その原因の一つに規制料金の存在があることを指摘した上で、監視等委に対して、電圧の種類や規制料金・自由料金の動向も踏まえたより詳細な監視を行い、規制料金が障害になっている場合には是正に向けた必要な検討を行うことが望ましいとの提言がなされた。

また、旧一電小売の小売平均価格が調達平均価格を下回っていない場合であっても、供給に要する費用を適正に転嫁せず、小売部門の損失を発電部門からの利益補填や部門間の費用の付け替えによって埋め合わせをする可能性があることを踏まえると、旧一電各社による独自の発電部門・小売部門の各収支の管理会計にとどまらず、監視等委及び資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という）において統一的な会計基準を設けた上で、不当な内部補助が行われていないかを監査法人等の第三者に監査させる取組を検討するよう提言がなされた。

最後に、公正な競争環境の確保のためには発電部門と小売部門を所有分離して別個の取引主体とする選択肢が考えられると述べつつ、発販分離時において不当な差別的取扱が行われていないかについて監視等委による監視が不可欠であるとの考えが示された。

## V 考察：電力卸分野のシステム設計における課題と対応

### 1. 事業法と独禁法

我が国の電力システム改革においては、①安定供給の確保、②電力料金の最大限の抑制、③事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大を目指して、旧一電の垂直統合システムを解体し、電力網への公平なアクセスを確保する発送電分離、および、公正な卸電力市場（具体的には JEPX）の育成を含め、発電・卸部門と小売部門の競争促進が図られてきた。

また、経産省と公取委は共同で電力ガイドラインを作成し、これを頻繁に改定する形で電力市場の競争促進において連携・協力を図ってきた。電力ガイドラインでは、両者が「それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにするにとど

まらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針」を示すものと記述される。少なくとも関係事業者に向けた行為規範の策定という意味では、経産省と公取委の連携関係は密に維持されていると言える<sup>11</sup>。

電力システム改革を含め、公益事業分野における規制緩和／改革の過程においては、自由化（競争導入）前の既存の独占的事業者と新規参入事業者の間の公正な競争環境をいかに確保するか、という大きな政策課題に直面する。その際に、事業法と独禁法の間の相互関係、及び、（事業法上の）規制当局と競争当局の規制上の調整関係は、規制改革の進展段階に応じて、かつ、具体的な場面ごとに、そのありようが変わってくる<sup>12</sup>。

一般に、事業法と独禁法とは、趣旨・目的及び要件、保護法益、規制手段に違いがあるのが通例であり、公益事業の規制は、事業法と独禁法を組み合わせる形で行うことになる。両規制の組み合わせのあり方については様々な考え方があるところ、両法を相互補完的に組み合わせて規制するという考え方が有力であるが<sup>13</sup>、具体的な法運用の抵触・調整場面において、必ずしも明確な答えが導かれるわけではない。また、規制改革が、自然独占（特許事業）⇒競争導入・自由化⇒公正かつ自由な競争環境の実現へと単線的に進むわけでもない。後述の通り、規制当局・競争当局間の相互連携の下で公正な競争環境整備と市場形成が進行する過程において、各種施策の選択上、他の公共政策上の目的（電力システムの場合は安定供給と脱炭素化）とのバランスへの配慮が求められる場合もありうるからである。

## 2. 公正な競争環境整備

これまで監視等委が取り組んできた電力システム改革のうち、卸電力分野と関わりの深いものとして、旧一電各社が発電部門、小売部門の双方において市場支配的な地位を堅持していることを踏まえた上で、①卸電力市場(JEPX)の活性化、②新電力による電源アクセス、③構造的な問題の解消（発販分離等）に向けた検討などが挙げられる。

①については、市場創設当初から、流動性の向上、及び、入札に係る透明性・公正性の確保が主たる課題であり、グロス・ベディニングの取組等により JEPX の取引量が全需

<sup>11</sup> 栗田誠「公的規制の下にある産業に対する法的規整の枠組—『規制法と競争法の相互浸透』のその後」栗田・武生昌士編『公的規制の法と政策』（信山社、2022年）は、規制改革の始まった1990年頃から現在までの30年間を前半期・後半期に分け、後半期（2010年前後から現在）において、規制分野に対する公取委の取組の停滞を指摘した上で、違反事件審査でない手法により、規制当局による行為規制（事前規制）その他の取組を側面から支援するという活動が見られると分析する。こうした役割分担に対する評価はともかく（栗田は批判的）、事業法の「個別競争法」化が強まる局面においては、ある種の「蜜月」が続き、全体として事前規制の役割が果たされることになろう。

<sup>12</sup> 土田和博『経済法のルネサンス—独占禁止法と事業法の再定位』（日本評論社、2022年）364頁。

<sup>13</sup> OECD (2022), Competition in Energy Markets, OECD Competition Policy Roundtable Background Note, pp.32-33; 土田・前掲注(12)364頁以下。

要の 30～40%に達して、一定の成果を達成している。また、限界費用玉出し（限界費用による余剰供給力全量の JEPX スポット市場への投入）は、2012 年以降、事実上の規制として長らく実施されてきたが、2022 年には電力ガイドラインに明記されることとなり、ルールとして格上げされた。なお電力ガイドラインに記載するに際しては、相場操縦規制の考え方を明らかにしたものと説明されている<sup>14</sup>。

また、ベースロード市場創設は、②とも深く関わり、新規開発が困難なベースロード電源について、旧一電保有電源の切り出しが一定の成果を得ている。ただし、同市場の入札価格基準において、（固定費を含む）発電平均コストが上限価格とされたこと、新電力の多くがより安価な電力を調達できるスポット市場に依存するビジネスモデルから脱却できなかったこと等の理由から、約定量は低迷を続け、市場は縮小傾向にある。

②について、内外無差別な卸売の取組が監視等委によるきめ細かな評価・監視の下で進められ、これに対応した電力ガイドラインの改定も行われた。また上述の通り、2024 年 1 月、公取委は卸取引分野の実態調査を実施し、競争当局としての考え方を公表した。この動きは、監視等委が推進する内外無差別の取組を後押しするものであり、監視等委によって事前規制としてのルール（基準）が定められ制度改革が一定程度進展した後は、事業法による進捗管理及び実施監視（事前規制）と、独禁法による事後規制との連携により、内外無差別な卸売の実施が相当程度実現するものと予想される。なお、内外無差別な卸売の取組の実施においては、原則として旧一電等の保有する全ての電源が公募対象となるが、経過措置料金規制を維持したまま、旧一電が規制需要相当分（＝供給義務の履行に必要な供給力）を公募対象から除外することを許さない厳格な規律が新たな市場の歪みを生み出し、固定費を回収できない旧一電の電源投資が過少になるおそれを指摘する批判があることを付記しておく<sup>15</sup>。

また、地方公共団体や電源開発等の他の発電事業者の保有する電源にかかる相対取引についても、監視等委の監視の下でしかるべく取組が進められており、今後、一定の成果が見込まれよう。

公取委は、電力市場における競争環境について、これまでも競争政策の観点から実態

---

<sup>14</sup> 電力ガイドライン第二部Ⅱ.2(3)ア③において、「…市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における『市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと』に該当することが強く推認される一要素となる」と記載される。

<sup>15</sup> 戸田直樹「経済産業省による電力分野の競争政策の問題点—限界費用玉出し・内外無差別な卸売—」『公益事業研究』77 巻 2 号 15 頁，19-23 頁（2026 年 3 月）。

調査・提言や意見表明を行ってきた<sup>16</sup>。本実態調査においても、アンケート調査結果に基づき、旧一電等の各種取引慣行の現状について、「競争政策上望ましい」行為、「独占禁止法上問題となるおそれがある」行為に書き分けて評価を行うとともに、監視等委に対しては、旧一電の発電部門・小売部門間の関係について、不当な内部補助を制度上抑止し、旧一電小売＝新電力間の公正競争を促進する観点から各種の提言を行っている。競争政策の専門機関である公取委による提言は、電力システム改革の迫及する各種公益のうち、公正競争促進という公益に照らして、経産省（監視等委及びエネ庁）と公取委との相互連携の一環として重要な意義がある。

### 3. 安定供給と脱炭素化

その一方で、電力システム改革には、安定供給確保（電源投資）と脱炭素化という重要な公益的課題の推進もまた求められている。この点、上述の①及び②の規制的取組を、電力の安定供給確保という観点から検証すると、この間、適正な水準の電源投資がなされてきたかどうかやや疑問がある。例えば、限界費用玉出しは、短期的には広域メリットオーダーを実現できるという経済効率性のメリットが認められるものの、中長期的には供給力への過小投資を招くおそれが高い。この取組の結果、新電力の新規参入促進効果が期待される一方で、限界費用玉出しにより固定費の回収がほとんど期待できない水準が長期にわたって継続した。安定供給との関係については、当時、電力需給がタイトになれば電力市場価格が上昇することにより新規投資が促され、安定供給は確保されとの教科書的な説明もなされたが、実際に燃料費が高騰しスポット価格がスパイクしても、経過措置料金規制及び燃料費調整上限の存在により、燃料費高騰分を小売料金に転嫁することはできない。また小売料金の高騰は政治的に許容されず、結局、国費投入によって一般家庭を含む需要者保護が図られることになる<sup>17</sup>。さらに、同時期に脱炭素という政策目標に基づく再エネ電源導入が加速化したため、火力発電設備の短運転・休廃止が進むとともに、火力発電設備投資については資金回収の不透明感が高まる等、当時の状況に照らすと、短期市場の価格シグナルによる投資促進及び安定供給確保という教科書的説明が現実と乖離していたことが判明した。結局のところ、電力卸市場の健全性（流動性確保、相場操縦に対する厳格規制）を優先し、法令上の明確な根拠を欠いたまま、事実上の規制（行政指導）として、余剰電力の限界費用による全量玉

<sup>16</sup> 公正取引委員会「電力市場における競争の在り方について」報告書（平成 24 年 9 月）、同「競争的な電力市場のために」（第 4 回競争的な電力・ガス市場研究会、資料 3（平成 30 年 2 月 20 日））。

<sup>17</sup> 東條吉純「エネルギー危機下の電力システム運営と『市場』の役割」日本エネルギー法研究所編『公益事業法制をめぐる国内外の法的論点の検討—2021～2022 年度公益事業法制検討班研究報告書—(JELI-R-No.157)』（2025 年）。日本における電気料金の激変緩和措置等には、2024 年度補正予算までに累計 4 兆円を超える国費が投入された。

出しが強制されたことにより、新規電源開発に対する十分な投資インセンティブを与えることができず、少なくとも容量市場の本格運用や 2023 年度開始の長期脱炭素電源オークションといった供給力確保のための施策<sup>18</sup>が導入されるまでの間、10 年以上の長期にわたり供給能力に対する過少投資状態が継続した可能性が高い<sup>19</sup>。とはいえ、スポット市場の流動性を高めると同時に、旧一電等の市場支配力行使を適正に制御することもまた重要な政策課題であることは言うまでもない。また、短期卸売市場の設計・運営における、透明性と信頼性を兼ね備えたメリットオーダーによる市場取引を通じた効率性向上及び市場参加者への短期的な価格シグナル（参入・退出を通じた技術中立的な投資促進）の重要性という「正しさ」も理解できる。その意味では、とりわけ卸電力市場の初期発展段階にあつては、スポット市場においては、市場支配力を有する可能性の高い旧一電等には限界費用による入札（玉出し）しか認めないとする政策判断はありえよう。ただし、経過措置料金による電力供給が義務づけられる旧一電が、原発再稼働の見通しも立たないまま、再エネ電源増加による火力発電設備の時短運転や休廃止を余儀なくされる中で、全余剰電力の限界費用玉出し取組も相まって厳しい状況に立たされたこともまた事実だろう。

もとより、電力システムは、政策目的や技術に応じて設計・運営される複雑な仕組みであるところ、同システムにおいて創設される「市場」もまたその一部であり、各種規制と組み合わせて初めて有効に機能するものである。また、電力システムを取り巻く情勢変化に合わせ、かつ、政策目標の変更や技術革新に適応する形で不断の見直しが必要とされる<sup>20</sup>。その意味で、システム設計・運用においては各種施策に係る時間軸及び実施タイミングという観点も重要である。新たに設計された市場が本来の機能を果たすには時間を要すること、また、電力需給とは別にブラックアウトに対する社会の許容度が極めて低いことを踏まえると、経済効率性だけでなく、電源の新規投資を増やすための方策も同時並行的に遅れなく推進することが求められる<sup>21</sup>。

EU では低炭素電源への投資については PPA（Power Purchase Agreement、電力購入契約）の活用推進が、再エネ電源増加による価格ボラティリティ拡大についてはデジタル技術を通じたデマンドレスポンスが、それぞれ対応策として提案されている<sup>22</sup>。また、

---

<sup>18</sup> IEA (2025), Electricity Market Design: Building on Strengths, Addressing Gaps, Chapter 4(p.82)では、これら施策を「補完的メカニズム(complementary mechanisms)」と呼び、投資インセンティブ及び安定供給を確保するのに重要な役割が期待される一方、市場の価格シグナルの感知を困難にし、効率的な市場成果を損なうリスクがあると述べる。

<sup>19</sup> 資源エネルギー庁「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」(2025 年 3 月) 7 頁（以下「電力システム改革検証結果」という）。

<sup>20</sup> IEA(2025), *supra*, note(18), p.11.

<sup>21</sup> 資源エネルギー庁・前掲注(19)「電力システム改革検証結果」9 頁。

<sup>22</sup> ACER (2022), Final Assessment of the EU Wholesale Electricity Market Design, pp.37-46.

Joskow は、電力システムが安定供給と脱炭素という政策課題に対応するため、風力、太陽光、蓄電施設等にかかる長期 PPA の競争入札が技術中立的な形で実施されること（＝市場形成に向けた競争(competition for the market)）、及び、変動性再エネ発電設備及び蓄電設備に適応して設計された効率的かつ信頼性の高い短期市場における競争(competition in the market)を適切に組み合わせる電力システム設計（＝ハイブリッド市場）を提案する<sup>23</sup>。ハイブリッド市場は、国などが必要と考える電源を長期契約の公募などで確保し、これら固定費回収を見通せる電源が短期の市場を通じて最適運用されるという電力システムである。発電事業の長期的な投資決定を短期的な市場運用から切り離すものであり、市場による需給調整機能及び価格シグナルを通じて投資量が決まるのではなく、社会として必要な電源容量を国などが決めるという制度設計思想に基づいている。我が国で運用が始まっている長期脱炭素電源オークション等はこれに該当する制度的措置であると言える<sup>24</sup>。

#### 4. 長期契約の促進と安定供給

内外無差別な卸売に係る取組が目指す電源アクセスのイコール・フットイングそれ自体は、安定供給や脱炭素といった政策目的と直接的には関係しないが、長期の卸契約の活用を巡る議論は、安定供給という公益と深く関わりがある。

発電事業者による発電投資（とくに資本集約的な発電設備への投資）に係る資金調達コスト及び投資回収リスクを低減するためには、長期間にわたる投資回収の予見可能性が高まることが重要であるところ、長期の安定的な収入を確保できる長期契約は、こうした課題を解決する手段の一つである。また小売事業者にとっても、市場価格の変動リスクをヘッジするというメリットがあるが、発電事業者と較べると、将来の電力需要の不確実性から、より短い期間の取引を求めるという「期間ギャップ(tenor gap)」問題が存在する。さらに、短期市場価格の急騰時には政府介入を期待し、長期契約の誘因を

---

<sup>23</sup> Joskow, P. L. (2022). From hierarchies to markets and partially back again in electricity: responding to decarbonization and security of supply goals. *Journal of Institutional Economics*, 18(2), 313–329.

<sup>24</sup> 中長期的な安定供給に必要な供給力の維持・開発計画については、資源エネルギー庁においても強く意識されている。資源エネルギー庁「今後の電力政策の方向性について－中間とりまとめ」（2023年2月）。2023年度からスタートした長期脱炭素電源オークションは、2021～2022年の既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給の逼迫や卸市場価格の高騰が発生した事象を受けて導入されたものであり、落札電源には、固定費水準の容量収入を原則20年間保証することで巨額の初期投資の回収リスクを引下げ、長期的な収入の予見可能性を付与する制度である。初回入札（2024年1月）において、脱炭素電源の応札量は募集量400万kWの約2倍の780.5万kW（うち、蓄電池・揚水は539.7万kW（募集右舷100万kW）だった。またLNG火力は3年間の募集量600万kWに対して応札量は575.6万kWとなり、発電事業者の応札意欲は旺盛だったと言える。電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会資料3－3「長期脱炭素電源オークションについて」（2024年5月10日）。

低下させる場合もある<sup>25</sup>。また長期取引市場には、長期卸取引のみならず、先物市場、先渡市場、PPA 等が含まれるのが通常であるが、①流動性が限定的であること、②参加事業者が限定されること（資金力の小さい中小事業者は参加できない等の信用リスク問題）、③電力システムとの整合性を確保するのが難しいこと（制度変更や発電技術の変化等への適応および短期市場との整合性確保）といった課題があるとされる<sup>26</sup>。

我が国においても、2022 年のスポット市場価格の高騰を受けて、新電力による一方的な契約解除や退出等が相次ぎ、電力小売市場の混乱を招くとともに、需要家保護のために膨大な国費が投入されたことは記憶に新しいが、短期のスポット市場は、燃料費の変動や電力需給の影響を受けやすく価格変動リスクが高い性質をもつため、電源調達をスポット市場に依存する新電力の供給能力確保の在り方が安定供給の観点から大きな課題となっている。

この点、2023 年 6 月 27 日開催の第 63 回電力・ガス基本政策小委員会において、エネ庁から、長期契約の取引機会を段階的に拡大する方向性が示され、かつ、翌 7 月 14 日付けで旧一電に対して「短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築」の検討について指示された。

その一方で、本実態調査では、旧一電及び新電力の双方から、燃料市況の変動リスク、供給力の安定確保リスク、事業者（新電力）の信用リスク、制度・環境の変動リスクなど、長期契約の締結には慎重にならざるを得ないとの意見が示された。

こうした状況を踏まえて、電力システム改革検証結果では、量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場の整備が提言され<sup>27</sup>、現在、電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG において検討が進められている。中長期取引市場を創設する意義として、同市場において「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」を目指し、旧一電等・新電力間の交渉力格差の是正に資するとともに、中長期の相対取引の活性化を促す狙いがある<sup>28</sup>。また当該価格指標は、発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見性向上に資するものとするため、限界費用ベースのスポット市場とは異なり、電源投資・維持・運用を見通したコストや価値を勘案した価格（＝電源の固定費と可変費を含む価格）とする方向性が提案されている<sup>29</sup>。

---

<sup>25</sup> IEA(2025), *supra* note(18), p.68.

<sup>26</sup> IEA(2025), *supra* note(18), Chapter 3 (pp.58-80).

<sup>27</sup> 資源エネルギー庁・前掲注(19)「電力システム改革検証結果」33 頁。

<sup>28</sup> 「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループとりまとめ」86-87 頁（2026 年 3 月 23 日）。

<sup>29</sup> 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（第 6 回）資料 6「中長期取引市場の整備に向けた検討について」（2025 年 11 月 11 日）、電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（第 7 回）資料 6「中長期取引市場の整備に向けた検討について」（2025 年 11 月 28 日）を各参照。

## VI おわりに

電力システム改革は、①安定供給確保、②電気料金の抑制、③需要家の選択肢・事業者の事業機会の拡大を目的として掲げてスタートした。電力広域機関による全国レベルの効率的な電力流通の実現、卸電力市場の活性化など、効率性追求の観点からは大きな成果を挙げてきたが、その反面、安定供給という重要課題については、やや後手に回った感がある。

この間、再エネ導入等による脱炭素化の推進、生成 AI の進展による計算量の増大に伴い、将来的な電力需要の増加予想等に加え、近年、地政学・経済安全保障リスクが高まっており、エネルギー価格高騰や供給途絶リスクが顕在化している。

2020 年頃までの安定的な国際エネルギー市況、及び、人口減に伴う電力需要漸減の予想の下で、設計・運用されてきた電力システム改革は、近年、大きな曲がり角を迎えており、安定供給確保の観点から各種の施策が検討・導入されている。

その一方で、発電・卸及び小売の双方における旧一電等による市場支配力は依然として頑強であり、近い将来、これが解消する見込みはない。卸市場、小売市場の各段階において、旧一電等による市場支配力行使を電気事業法による事前規制及び独禁法による事後規制を通じて適正にコントロールするとともに、本稿で検討した内外無差別な卸売に係る取組を含め、旧一電と新電力の間の公正な競争環境を整備する必要性は高い。ただし、ある局面においては、安定供給、脱炭素化といった公益の実現が、競争を通じた効率性追求に優先されることも想定される。いずれにせよ、規制当局（監視等委、エネ庁）と競争当局（公取委）の間の継続的な対話及び相互連携は、電力システムの適正かつ効率的な運用において重要な役割を果たすものと言える。